地法等の一部が改正されました

相続等により取得した農地について届出が必要になりました

相続、遺産分割、時効取得、法人の合併・分割等で農地を取得した方は、その農地が所在する農業 委員会に届出をお願いします。

標準小作料制度が廃止されました

これに代わり農地の賃借等の情報提供を行います。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つと して活用してください。

平成20年1月から12月までに設定された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は 以下のとおりです。

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参 考
\Box	9,008円	13,260円	6,630円	182	・物(米)納は23.6%(内30kgが65%、60kgが35%)・金納は76.4%(内9,000円/10aが99.3%、 その他の金額が0.7%)
畑	9,000円	9,000円	9,000円	6	・物納は無し ・9,000円/10aが100%

- ※ 賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。 米30kg=6,630円(平成20年産最多取引米: JA米コシヒカリ2等)
- ※ データ数は集計に用いた筆数です。
- ※使用貸借の設定は集計対象から除いています。

農地を貸しても相続税の納税猶予を受けられるようになりました

猶予期間中に営農できなくなったり、他の人に貸すと打ち切りになっていましたが、農業経営基盤 強化促進法により貸付ける場合は納税猶予が継続します。

この場合、20年間自ら営農する要件が、終身営農(相続人が亡くなるまで)になります。

福祉健康課のお知らせ

問合せ/ファミリーサポートセンター 回 990-9010

開設している

子育て中の保護者の交流の場、子育て相談の場として、地域子育て支援セン ターを開設していますので、気軽にお立ち寄りください。

2月1日(月)はまめまき、3月1日(月)はおひなまつりを行いますので、皆さん ご参加ください。

■開所日/

	— ····· · — ·												
	2月	*1日(月)	4日(木)	5日(金)	8日(月)	11日(木)	15日(月)	18日(木)					
	2 /J	19日(金)	22日(月)	24日(水)	25日(木)								
3 F.	о П	*1日(月)	3日(水)	4日(木)	8日(月)	10日(水)	11日(木)	15日(月)					
	Э Д	17日(水)	18日(木)	22日(月)	24日(水)	25日(木)	29日(月)	31日(水)					

- **■時間**/午前9時~正午
- ■場所/大川戸農村センター(大字大川戸547番地)
- ■内容/・子育て親子の交流、促進
 - ・子育て等の相談、援助
 - ・子育て関連情報の提供 など
- ■運営/NPO法人親子サポートぽっぽ(松伏町委託)

